

資料編



資料編

1. 神河町土地利用計画策定委員会

(1) 委員会設置要綱

神河町土地利用計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、急激な人口減少が進行する中、農地を保全しながらも、一方で安定した仕事づくりのための優良企業誘致を進め、また文化景観や、自然環境などの魅力ある地域資源を維持し続け、限りある町土を有効活用していくため、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第8条の規定により、神河町土地利用計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、将来的なまちづくりの指針となる土地利用計画の策定及び推進を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、町の土地利用計画策定について調査及び審議する。

2 委員会は、前項に規定する事項に関し、町長に意見を述べることができる。

(構成)

第3条 委員会は、7人以内で、町長が委嘱する者を委員として構成する。

2 前項の規定によらず、会長はその都度、必要と認める者を委員会に参加させることができる。

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった場合はその職務を代理する。

(任期)

第5条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営)

第6条 委員会は、必要に応じ、会長が招集・開催し、議長となって進行する。

2 委員会は委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、ひと・まち・みらい課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(2) 委員会名簿

所属・役職	氏名(敬称略)	備考
区長会長	岩 城 正 彦	会長
商工会長	森 本 守 雄	副会長
町議会議長	廣 納 良 幸	
農業委員会長	廣 納 正	
中はりま森林組合長	船 田 穰	
一般社団法人 神河町観光協会長	生 田 良 昭	
商工会長女性部長	谷 認 千恵子	
商工会女性部副部長	浅 田 信 子	
副町長	前 田 義 人	

(3) 開催状況

委員会名	開催日
第1回神河町土地利用計画策定委員会	令和2年9月28日(月)
第2回神河町土地利用計画策定委員会	令和2年11月15日(木)
第3回神河町土地利用計画策定委員会	令和3年2月9日(火)

① 第1回神河町土地利用計画策定委員会

開催日時	令和2年9月28日(月) 13:30~15:30
開催場所	神河町役場3階第3会議室
会議次第	(1) 町長あいさつ (2) 委嘱状交付 (3) 会長、副会長選任 (4) 土地利用計画素案について説明 (5) 意見交換
委員会写真	  

② 第2回神河町土地利用計画策定委員会

開催日時	令和2年11月15日(木) 13:30~15:30
開催場所	神河町役場3階第3会議室
会議次第	(1) 土地利用計画(素案)について説明 (2) 意見交換
委員会写真	

③ 第3回神河町土地利用計画策定委員会

開催日時	令和3年2月9日（火） 13:30~15:30
開催場所	神河町役場3階第3会議室
会議次第	(1) 土地利用計画（素案）について説明 (2) 意見交換
委員会写真	 